

社会福祉法人 白子町社会福祉協議会  
役員費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人白子町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定により、役員費用弁償に関し必要な事項を定める。

(役員)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいう。

(費用弁償)

第3条 役員が、理事会及びその他会議への出席、監事監査への出席など、その職務のための業務を行う場合には、別表1により費用を弁償する。ただし、本会の役員等のうち白子町特別職の職員及び一般行政職の職員は、この限りではない。

2 役員が、会長の依頼により、諸会議等に出席するために前項の費用弁償額を超える場合には、その費用を支給することができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

3 前項の規定により支給する費用の額及び支給方法は、職員の旅費に関する規程の例による。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人白子町社会福祉協議会役員等の旅費及び費用弁償に関する規程は、廃止する。

別表1 (第2条関係)

区 分	金 額
費 用 弁 償	日 額 1, 7 0 0 円